令和８年（フ）第１００号
千葉県大網白里市みどりが丘４丁目14番地12
債務者　神尾　幸雄
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第７０号
三重県伊勢市上地町1407番地３
債務者　中西　都志
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第８５号
三重県伊勢市小俣町明野316番地16
債務者　中村　忠司
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１５３９号
名古屋市南区柴田本通２丁目15番地　柴田パレス８　301号
債務者　白鳥真由美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４２号
名古屋市名東区宝が丘208番地の２　グランドール宝が丘103号
債務者　福山　愛梨
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９０号
名古屋市天白区野並４丁目127番地　清風マンション103号
債務者　永井あゆみ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９１号
名古屋市天白区野並４丁目127番地　清風マンション103号
債務者　永井美智子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９４号
名古屋市中区栄１丁目18番15号　ラ・レジダンス・ド・シャトレーヌ601号
債務者　早坂　大佑
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０６号
愛知県知多郡武豊町字下山ノ田75番地２、従前の住所愛知県東海市名和町蓮池43番地の１　ロータスＮ・Ｈ203号室
債務者　丹野　　航
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７７号
愛知県春日井市如意申町５丁目10番地34
債務者　後藤　聖明
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８８号
名古屋市名東区牧の原３丁目903番地　ラフォーレ末広306号
債務者　樋江井哲夫
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４６号
愛知県津島市藤浪町５丁目６番地１　ウィステリアワカヤマ203号
債務者　豊田　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２３号
大阪府堺市西区浜寺諏訪森町中１丁37番地11　メイコーパレス101号、破産手続申立時の住所岡山県倉敷市水江1047番地５　レオパレスクレール水江110
債務者　吉岡　知樹
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２０５号
長崎県長崎市秋月町327番地
債務者　山西　忠男
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市江上町3063番地１
債務者　神崎　　努
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１２０２号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納308番地１　エクレール久喜宮代501号
債務者　深江　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６６号
埼玉県白岡市篠津1844番地15
債務者　小川　梨紗
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係